

広島県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			新	旧	
株式会社海来コーポレーション	尾道市因島洲江町二一四〇一	デイサービスみらい	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	尾道市因島洲江町一八〇九番地九	平成二六年八月二日
株式会社誠興社	府中市鶴飼町五三二番地三	ケアサポートセンターのぞみ	府中市鶴飼町五三二番地三	府中市府中町一〇七番地四八	平成二五年八月一日
株式会社アリスジャパン	福山市沖野上町四丁目一三番三〇号	ケアサービス府中	府中市府川町八九一	府中市高木町三七一	平成二六年二月一日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎七二三番地一	三次市三良坂町三良坂七三七番地一	平成二六年一月一日
特定非営利活動法人芸南たすけあい	呉市中通一―二―三一ふれあい会館内	特定非営利活動法人芸南たすけあい	呉市西中央一丁目三番九号合同タクシール二F	呉市中通一―二―三一ふれあい会館内	平成二七年一月一日
特定非営利活動法人芸南たすけあい	呉市中通一―二―三一ふれあい会館内	特定非営利活動法人芸南たすけあい居宅介護支援事業所	呉市西中央一丁目三番九号合同タクシール二F	呉市中通一―二―三一ふれあい会館内	平成二七年一月一日